

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成21年7月9日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 山田 壽夫

1 競争に付する事項

物件番号	2号物件
(1) 契約名	銃猟入林承認事務に係る業務委託契約
(2) 業務の内容	(1) 入林承認申請書等の受付 (2) 根釧西部、根釧東部、十勝東部、十勝西部森林管理署及び同署東大雪支署に係る銃猟入林禁止区域図等の印刷・製本 (3) 安全パンフレットの印刷 (4) 入林申請者に対しての入林承認証ケース等の配布 (5) 入林承認説明会の会場設営と受付並びに関係資料の配付 (開催 釧路会場10月6日、帯広会場10月7日) (6) 入林承認証及び入林禁止区域標識等の資材料等の国庫への納付 (7) エゾシカ狩猟等入林承認申請書(入林者名簿)の写しを、北海道森林管理局及び当局管内の森林管理(支)署に送付
(3) 契約日	平成21年8月6日まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成19~21年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一)において「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ「その他」の資格を有している者で、事務所(出先事務所含む)の所在地が北海道にあること。
- (4) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 入札の方法

- (1) 入札書は物件番号と物件の名称を明瞭に記載すること。
- (2) 落札額の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

(1) 場 所 北海道森林管理局 国有林野管理課 担当 河合・福澤

(2) 日 時 平成21年7月9日(木)～平成21年7月23日(木)

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)

5 入札、開札の場所及び日時

(1) 場 所 北海道森林管理局 大会議室(3階)
札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

(2) 日 時 平成21年7月31日(金)午前11時00分入札開始、入札締切後直ちに開札する。

本物件の入札に当たり郵便入札を認めます。なお、郵便入札を行うときは、平成21年7月30日(木)午後4時までに北海道森林管理局経理課企画係に入札書が到着するように、書留郵便又は配達証明郵便で差し出して下さい。ただし、入札が不落の場合、再度の入札を引き続き行いますので、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できません。

郵便による入札書は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開札、(調達案件名)の入札書在中」と記した上で外封筒に入れ投函すること。

また、外封筒の封皮にも「何月何日開札、(調達案件名)の入札書在中」と記すこと。

本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類を同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6 一般競争入札に参加する資格を証明する書類の提出場所並びに提出期限

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2の(3)の有資格者名簿の登録に係る「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し及び北海道に事務所(出先事務所を含む)を有することを証した書類(任意様式)を平成21年7月27日(月)午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

なお、資格のない者のみ、その旨を通知することとする。

7 入札の無効

入札説明書及び入札注意書による。

8 入札保証金及び契約保証金

予決令第77条第2項の規定により免除する。

9 落札者の決定方法

予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 契約書の作成の要否

契約にあたっては、契約書を作成するものとする。

11 その他

本公告に記載のない事項については、仕様書、入札説明書、入札者注意書及び契約書(案)による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局のホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html>）をご覧ください。